

さ情審査答申第 14 号  
平成15年12月24日

さいたま市長 相川 宗一 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 小池 保夫

### 答 申 書

平成15年4月21日付けで貴職から受けた、印鑑登録の登録・廃止申請書等（以下「本件対象個人情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件対象個人情報につき、さいたま市個人情報保護条例第18条第2項の規定により、開示しないこととした決定は、その処分理由及び理由付記において失当であり取り消されるべきであるところ、本件対象個人情報そのものが存在しないことから、結果として容認され、妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、平成15年1月27日付けさ大行市民収第1310号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について、これを取り消すとの決定を求めるといものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 不正行為により偽造された。
- (2) 個人の権利利益の保護が守られていない。
- (3) 適法かつ公正な手段により取扱いされていない。
- (4) 正当な理由のある特別な場合にまで閲覧を禁止することは、印鑑登録者の権利を不当に奪うものである。
- (5) 合理的根拠を欠くものと言わざるを得ず、個人情報の開示を再度求め

る。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、不開示理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号。以下「印鑑条例」という。）第20条は、印鑑の重要性から印鑑登録票はもちろん関係書類も一般の閲覧を禁止したものである。
- 2 自由に閲覧できたら登録している本人が知らない間に他人に同じ印鑑を作られ、印鑑登録証明書の交付を受けてこれを悪用することも容易となる。このため登録した本人であっても、閲覧させることができない。

### 第4 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象個人情報について

本件異議申立ては、本件対象個人情報につき、条例第18条第2項の規定により開示しないこととした実施機関の決定に対して、異議申立人がその取消しを求めるものである。

本件対象個人情報は、異議申立書、意見書及び異議申立人の口頭意見陳述の内容等を総合すると、つまるところ、平成14年2月20日から同年3月10日まで間（以下「本件指定期間」という。）における異議申立人本人の印鑑登録に係る登録申請、廃止申請、証明書交付申請書を指しているものと認められる。

これらの書類は、異議申立人本人の印鑑登録に係るものであるからして、条例第2条第1号の個人情報に該当することは明らかであり、本件開示請求に係る個人情報として特定することができる。

#### 2 印鑑条例第20条の閲覧禁止について

- (1) 一般に印鑑の登録及び証明に関する条例は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における自治事務としての印鑑の登録及び証明に関する事務が正確かつ迅速に処理されるために、手続等の必要な事項を定め、もって住民の利便を増進するとともに取引の安全に寄与し、あわせて市町村の行政の合理化に資することを目的として制定されたものであり（昭和49年2月1日付け自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知「印鑑の登録及び証明に関する事務について」第1目的参照）、印鑑条例も同じ目的で制定されたものと認められる。
- (2) 印鑑条例は、第20条において、「印鑑に関する書類は……閲覧させることができない。」と規定し、市長に対し、不開示を義務付けている。

他市町村の条例においても、同様の規定を設けている。本条にいう「印鑑に関する書類」とは、さいたま市印鑑条例施行規則（平成13年さいたま市規則第149号）第12条第1号から第13号までの書類をいい、本件対象個人情報にこれに該当することは明らかである。

- (3) 上記原則閲覧禁止の規定は、登録印鑑が広く経済社会における取引関係等において重要な役割を果たしていることに鑑み、その不正使用等を未然に防止することなどの目的で設けられたものであり、当該印鑑登録者の権利利益を擁護する趣旨をもあわせ含むものと解される。

従って、印鑑登録者本人以外の第三者がさいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）第6条第1項の規定により、当該印鑑登録者の登録印鑑に関する書類の公開請求をしても、同条例第7条第1号の法令秘情報、同条第2号の個人情報、又は同条第7号の公共の安全と秩序の維持に関する情報に当たるものと判断されることが考えられ、従って、非公開決定を免れない結果となるのである。

- (4) しかしながら、印鑑登録者が条例第13条第1項の規定により、本人の登録印鑑に関する書類の開示（閲覧）請求をした場合は、印鑑条例第20条の「法令の規定により閲覧の請求があった場合」に該当し、実施機関は不開示義務を免がれるものと解すべきである。

従って、条例第14条第1号の規定において、いわゆる法令秘情報が開示義務から除かれているけれども、印鑑条例第20条の規定は、自己情報の開示請求に対しては、この法令秘情報に含まれず、条例第14条第1号でいう「法令等の規定により、開示することができないとされている」当該法令等の規定に該当しないものと解することが相当である。

このように解することが条例第1条の目的に沿うものであり、また、印鑑条例第20条の規定が印鑑に関する書類について、一般に閲覧を禁止している趣旨にも合致し、印鑑登録者の権利利益を擁護することにもなるのである。

### 3 自己に関する個人情報の開示の請求について

- (1) 条例第12条第1項は、何人にも自己に関する個人情報の開示を請求する権利（以下「自己情報開示請求権」という。）を認めている。条例第14条の規定は、これを受けて当該開示請求に対する実施機関の開示義務を明文をもって規定し、自己の個人情報をコントロールする権利を保障する観点から、情報の主体者である個人が自己の情報の内容や流れを確認することができるようにするため、法的権利として、創設したものと考えられる。

- (2) 自己情報開示請求権は、憲法第13条の幸福追求権に含まれるプライバ

シーの権利、ないし自己の個人情報をコントロールする権利の一局面であり、請求権としての側面をもつことから、法律や条例によって制度的に保障されることによって、司法的権利として機能するものである。

さいたま市においては、前記(1)のとおり、明文の規定をもってこれら請求権を保障し、条例第1条では「…市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の発展に寄与する」ことを目的とすると規定している。これらの規定は、自己情報開示請求権が憲法上の権利であり、条例は、憲法上の権利の行使であることを承認し、保障しているものというべきである。

- (3) 自己情報開示請求権は、本人が条例の規定により自己情報の訂正・削除又は中止を請求するための前提となる性格を有している。つまり、自己情報の訂正等が有効に機能するためには本請求権が正当に行使されて、開示が適正に行われることが必要となるのである。

しかしながら、本請求権の行使に対し、一定の合理的理由に基づき不開示とする必要がある個人情報については、条例第14条において、第1号から第7号までの情報を不開示情報として限定的に類型化し、規定している。個人情報にこれら不開示情報が記録されているときは、本請求権の行使に対して実施機関はそれを理由に同条を適用して開示を拒否し得るのである。

従って、これら限定的不開示情報は、開示義務の対象となる情報から除かれ、原則開示規定の例外をなすものであるから、当該例外事由の解釈適用に当たっては、個人のプライバシーの権利、特に自己の個人情報をコントロールする権利の適切な保護の観点から、実施機関においては、十分配慮することが求められるのである（個人情報の保護に関する法律案等に対し、衆議院及び参議院において同旨の付帯決議がなされている。）。

- (4) 実施機関は、本件処分に当たって、閲覧を禁止している印鑑条例第20条の規定が登録した本人の印鑑に関する書類に対して本人自らが閲覧を請求した場合においても適用されるとし、条例第14条第1号の規定の法令秘情報に当たることを根拠として、不開示としたものであることが認められる。

しかしながら、以上述べたとおり、自己情報開示請求権が条例において憲法上の権利として制度的に保障され、その行使は憲法上の権利の行使として承認されていること、条例第14条各号列記の不開示情報は限定的なものであって、その解釈適用に当たっては、当該請求権の実効性

を確保するため、個人の権利利益の保護の観点から十分配慮することが求められていること、及び印鑑条例第20条において「法令の規定により閲覧の請求があった場合を除き」と閲覧禁止の除外事由が規定され、当該「法令の規定」には、条例第12条及び13条第1項の個人情報開示請求権に係る規定が含まれるものと解すべきことなどの理由から、本件処分は、条例第14条第1号の解釈適用を誤ったものであり、これを容認することができないのである。

#### 4 本件対象個人情報の不存在について

- (1) 実施機関の口頭意見陳述及び当審査会の調査依頼に対する文書回答によると、本件指定期間における異議申立人本人の印鑑登録に係る登録申請、廃止申請、証明書交付申請書は存在しないことが認められる。

また、平成14年3月13日に異議申立人は、自己の印鑑登録を廃止したことが電算記録により確認され、更に、同人は、平成15年6月4日に改めて印鑑登録を行い、現在に至っているという。

- (2) 以上のことから本件対象個人情報は存在しないこととなり、これを覆すに足る根拠は見当たらない。とすると、本件処分に当たっては、実施機関は、条例第14条第1号を適用するまでもなく、対象個人情報不存在を理由に、条例第18条第2項を適用し、開示しない旨を決定すべきこととなるのである。つまり、異議申立人が開示請求をした印鑑に関する書類は、さいたま市が保有していないことから、その開示請求に応じ閲覧に供することができないこととなるのである。

実施機関は、本件処分の理由付記においては、この点について全く触れていないので、このことは、条例第19条第1項の規定において、開示請求に係る個人情報を開示しないときは、その開示請求者に対して書面でその理由を示さなければならないとされている理由付記義務に違反し、本件処分は、この点においても失当であり、容認できない。

- (3) 異議申立人は、本件指定期間において、本人が登録した印鑑の証明書の第三者への流出、他の者による偽造等について疑念を持ち、印鑑登録事務所管課での市職員の対応等に不信感を抱いていることがうかがわれる。

市の所管課における対応等について、当審査会はその適否について言及する権限がなく、その立場にないが、少なくとも、閲覧を求めている個人情報が存在しないことが明らかであるならば、本人確認の上、その旨を知らせることが望まれるところである。

因みに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第25条第1項の規定によると、本人から、当該本人が識別される保有個

人データの開示を求められた場合における開示には当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含むとしている。これは、自己の個人データが存在するか否かが不明の状況で開示請求をすることもあり得ることを考慮したものである。個人情報開示請求に対する条例の運用に当たっては、以上の法律の規定の趣旨は十分参考とすべきものとする。

- 5 以上述べたとおり、本件処分は、処分理由、理由付記において失当であり、容認できないので取消されるべきものと判断するが、一方、本件処分を取消し、手続きのやり直し等を求める答申をしても本件指定期間における本件対象個人情報の開示請求に対する限り、実施機関は不存在を理由として不開示とする決定を余儀なくされることは明らかである。当審査会はこれによる手続きの遅滞、異議申立て利益や異議申立てによる救済手段の不存在等を考慮し、職権をもって判断し、本件処分は結果において維持されるものとの結論に達したところである。
- 6 よって、本件異議申立てに対して、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成15年 4月21日	諮問の受理
②	同 年 5月12日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 6月 4日	異議申立人から意見書を受理
④	同 年 8月21日	審議
⑤	同 年 9月18日	審議
⑥	同 年 10月16日	異議申立人及び実施機関からの意見聴取及び審議
⑦	同 年 11月13日	審議
⑧	同 年 12月18日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
委 員	荒 木 直 人	弁護士
会 長	小 池 保 夫	大学教授
委 員	小 室 大	行政経験者
会長職務代理者	鈴 木 久 義	弁護士
委 員	満 木 祐 子	弁護士

(五十音順)